


商工会員 各位

桜川市商工  
会長 皆川 

## 【桜川市：地域応援チケット】 【桜川市：敬老商品券】 事業に係る取扱店募集 について

※敬老商品券は下記（2）のとおり

### 事業の目的

標記、地域応援チケット事業につきまして、桜川市より新型コロナウイルスの自粛要請などで影響を受けた市内事業者（飲食店・商店等）の活気を取り戻すため、全ての市民に対し、市内で使える「お食事」「お買物券」チケット（金券）を配布し、地域経済の活性化を促進する目的の事業です。（※敬老商品券事業は例年通りの実施となりますが、今回地域応援チケット事業期間と重なる為、同時募集を行うものです）

### 記

#### 申込方法及び期限

- 申込方法 ① 右記 同意書兼申請書 **持参のみ**（FAX不可）
- 募集期間 ② 令和2年6月11日（木）午後5時まで（チラシ掲載可能）

※②以降も取扱店登録はできますが、チラシ掲載はできません。

#### 取扱店資格・要領

- 資格 事業の趣旨に賛同した市内の事業所で、当会が取扱いを認めた事業所とする。  
※取扱店になれない事業所は①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第5号から第8号に規定する営業を行うもの②業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの
- 事業内容 **（1）地域応援チケット事業（チケット制：金券）**
  - ・市より市民1人「1,000円1枚+500円1枚」計2枚のチケットが郵送されます（利用目的は「お買物券」「お食事券」の内容で1,500円分）**（2）敬老商品券事業（商品券制）・・・区長配布（7月）**
  - ・市より77歳、80歳、88歳、100歳、最高齢の方（男女）へ商品券が区長より配布されます（利用目的は取扱店で使用できる商品券で年齢に応じて金額変動）
- 事業期間 令和2年7月1日～12月31日（利用可能期間並びに取扱い可能期間）
  - 1 **地域応援チケット「令和2年7月1日～12月31日まで」**
  - 2 **敬老商品券 「令和2年7月1日～12月31日まで」**
- 参加料 **無料**
- 手数料等
  - ・チケット（金券）及び敬老商品券の**換金手数料は無料**
  - ・換金金額の振込を希望する場合は、振込手数料をご負担いただきます
  - ・換金は地域応援チケット又は敬老商品券原本+それぞれの換金申請書が必要です
  - ・換金日程に基づき換金を行います**【換金方法】** 1. **地域応援チケット換金は常陽銀行小切手を発行します**  
2. **敬老商品券換金は現金払いとなります**
- その他 次のものは、チケット（金券）及び敬老商品券での利用、支払い、購入はできません。  
（ビール券、図書券、切手、印紙、ハガキ、宝くじ、プリペイドカード等、各種公共料金・税金等）